重大事態への対応マニュアル(美馬市立美馬中学校)

いじめ事案発生

(1) 組織員の構成

既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成:(校長・教頭・教務主任・人権教育主事・生徒指導主事・各学

年主任・養護教諭・各学級担任・スクールカウンセラー) 外部人材を加えた組織 の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成:(学校運営協議会委員)

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者: 教頭)

重大事態の発生(疑いを含む)

所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性,中立性が確保された組織が,客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・ 又は のどちらが調査の主体となるかを決定する。 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織 調査を行うための第三者組織(美馬市適応指導教室スーパーバイザー・スクー ルソーシャルワーカー・人権養護委員)

被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒とその保護者,加害生徒とその保護者にからを説明をする。
- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

調査の目的・目標 調査主体 調査時期・期間 調査事項・調査対象 調査方法 調査結果の提供

調査組織で,事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針 (改訂版)」を参照)

文書情報の整理 アンケート調査の実施(背景調査の指針P17)

聞き取り調査の実施(背景調査の指針P18) 時系列にまとめて分析する。 情報の整理(背景調査の指針P19)

調査結果を所管教育委員会に報告する

調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して,事情や心情を聴取し,状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は,学校生活への復帰に向けた支援活動を 行う。
- ・再発防止策を検討する。(背景調査の指針P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(背景調査の指針P20)

【参照】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)

平成30年3月作成 令和 3年4月改訂 令和 5年7月改訂